

令和2年4月20日

ご来社される皆様へ

横浜市建築保全公社
理事長 二宮 智美

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を
踏まえた対応について

去る4月7日に、神奈川県を含む7都府県を対象に法律に基づく「緊急事態宣言」が発令され、不要・不急の外出自粛や密閉、密集、密接の『3つの密』を避ける行動の徹底が要請されました。こうしたことを踏まえ、緊急事態宣言が解除されるまでの間、次のとおり対応することとしましたので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

- 書類の受領や交付は、極力対面では行わないで、電子メール、ファックス、郵送、公社書類ボックスなどを活用して対応いたします。
- 対面での対応が必要な場合は、マスクの持参・着用及び入室時の手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- 一部在宅勤務を実施しているため、営業日でも担当者が不在となる場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。